

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別
添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 3 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価
結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニアの水産セクターは当国の GDP の 1.7% を占め、年平均 1.5% の成長率を有する等、重要な産業とされている。主に捕獲漁業と養殖業により構成され、約 19 万人の漁師と約 3 万人の養殖業者が本セクターに従事している。タンザニア政府は「水産セクターマスタープラン (FSMP) (2021/22-2036/37)」において、水産資源の持続的な利用促進、ブルーエコノミー推進、投資促進、インフラ開発、付加価値の創出等を目指している。

タンザニア北西部に位置するビクトリア湖では、外来種であるニールパーチが 1950 年代に移入され、その高い商業的価値から現在は沿岸住民の多くがニールパーチ業により生計を立てている。一方、ニールパーチの侵入によりそのエサ資源となった在来種のシクリッドが絶滅の危機に瀕し、豊かな在来生物相に壊滅的なダメージが与えられた。また近年は乱獲によりニールパーチの漁獲量も低下傾向にある。そのためニールパーチの資源回復のためには、ニールパーチだけでなく、そのエサ資源であるシクリッド類を含めた多様な魚種の持続可能な資源管理が必要である。また、ビクトリア湖の在来種を代表するシクリッドの漁業対象種は、地域コミュニティにおいては食材として重要な栄養源となっているが、可食部が少ない等から商業的価値が非常に低く、これらの有効な活用方法が模索されている。

本事業は、外来種ニールパーチを効率的に利用しつつ、在来種の生物多様性を妨げない包括的な資源管理法を構築することで、ビクトリア湖の水産資源の持続的な利用を目指す。具体的には、①ゲノム情報の収集・整備を通じたデータベース構築、②eDNA 解析及び胃内容メタゲノムを通じたニールパーチの集団構造、産卵地、餌資源の特定、③主要産業種の資源動態解析のための資源動態視覚化アプリの開発、④コミュニティ主導のボトムアップ型資源管理を通じて、沿岸住民主体の持続可能な資源管理を実現する「ムワンザモデル」を確立し普及する。本事業を通じ、ビクトリア湖の生物多様性の保全と湖沿岸住民の生活の安定が期

待される。

本調査では、本プロジェクトに関し、先方実施機関との協議を通じてプロジェクトの枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS 及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全行程は、クラスター事業戦略「水産ブルーエコノミー振興」¹ 及びジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026 年 7 月中旬～2026 年 8 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、気候変動対策との関連を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② また、本調査にて、対象地域や実施機関の人材育成に係るジェンダー課題を整理した上で、対象地域のコミュニティに対するアプローチや地方行政・研究機関における技術講習会・研究集会等を通じた能力強化に際しジェンダー視点を踏まえるなど、取組案および指標案を策定・確認する。
- ③ 本業務遂行に必要なタンザニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する（気候変動対策及びジェンダー関連質問項目含む）。作成した質問票（案）は、現地派遣2週間前にJICAに提出し、JICA側確認後、関係者に送付する。
- ④ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ⑤ 事前に入手可能な情報をふまえて、本プロジェクトにおける「リスク管

¹ [水産ブルーエコノミー振興 | 事業について - JICA](#)

理チェックシート（案）」作成に必要な情報について整理する。

- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し、協議結果の取り纏めに協力する。

(2) 現地業務（2026年9月上旬～2026年10月上旬）

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析を行い、ヒアリング議事録を作成する。その際、ジェンダー視点に立った情報収集と分析に加え、タンザニア国の社会や組織、水産分野におけるジェンダーに関する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析も行う。具体的には以下のとおり。
 - ④ ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報（プロジェクト対象地域の酪農家戸数の推移と飼養規模分布、地域別乳生産量の推移を含む）、プロジェクト裨益人口の推定、既存資料、関連法令情報等 エ) タンザニア国実施機関であるタンザニア水産研究所（TAFIRI）および関係機関（畜産・水産省、沿岸管理共同体（BMU））の下記詳細情報。（a）所掌業務、組織体制、根拠法（b）人員体制（c）役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制（d）予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み オ）本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性 カ）ジェンダー視点（a）社会規範、習慣（b）法制度や組織の方針・規則（c）男女で異なるニーズや課題具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報（プロジェクト対象地域の漁業者数の推移を含む）、プロジェクト裨益人口の推定等
 - エ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法

- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- (e) カウンターパート予算確保手続き及びスケジュール
- オ) 供与機材の免税申請等、資機材の輸入に関する手続きの有無、有る場合はその内容について確認する。
- カ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- キ) ジェンダー視点
 - (a) 社会規範、習慣
 - (b) 法制度や組織の方針・規則
 - (c) 男女で異なるニーズ
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²、クラスター事業戦略「水産ブルーエコノミー振興」のモニタリング枠組み、及びJICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き³を踏まえ、ジェンダー視点に立った取組、指標等のPDM（案）への組み込みにつき、主担当としての検討及び取りまとめを行う。を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026年10月上旬～2026年11月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

² [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

³ [JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き（更新日：2023年1月） | 事業について - JICA](#)

- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2026年10月13日（火）までに下記①事業事前評価表（案）（和文）を提出する。また、2026年10月13日（火）までに業務完了報告書の第一ドラフトを提出後、JICAからのコメントを踏まえ、2026年11月27日（金）までに最終版提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年9月12日～10月4日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 研究総括 (日本側研究代表者)

ウ) 水産資源管理 (JICA)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 持続可能性科学 (日本側研究者)

カ) 研究企画・研究調整 (国立研究開発法人科学技術振興機構)

キ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：通訳手配なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 要請案件調査票
- ・ 事業提案書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上